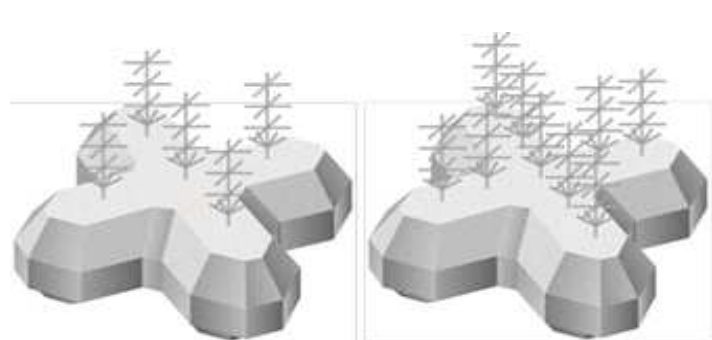
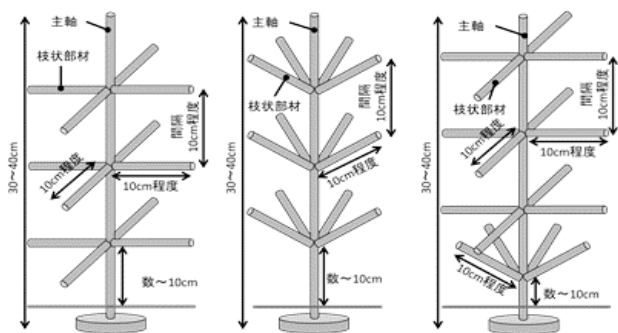


評価番号	第 14-B-005 号	技術の名称	植食性魚類の食害防御材
技術の種類	要素技術	依頼者	株式会社 不動テトラ

技術の特徴

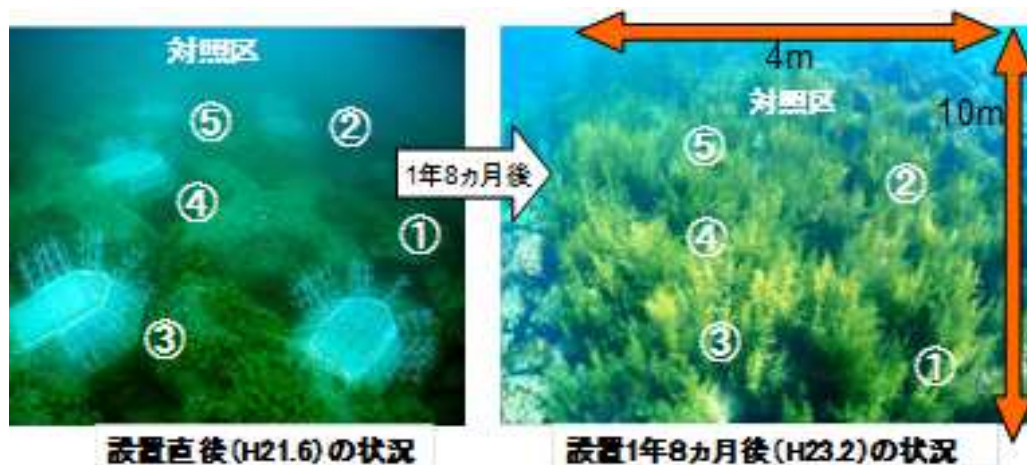
植食性魚類からの食害を防止するため、主軸と枝状部材で構成された防御材をブロック表面等に多数設置し、魚類が侵入しにくい空間を形成することにより、藻類の生残に必要な部分を保護する。

「生残に必要な部分」とは、海藻の生長に必要な最低限の部分のことで、芽や幼体、生長帯と仮根などの藻体を基盤に固定する付着器の部分を言う。



防御材イメージ図

ブロック取付例



設置 1 年 8 か月 後 に は 海 藻 類 が 繁 茂

評価結果

- (1) 植食性魚類の食害に対し、藻類の生残に必要な部分が保護されることが確認された。
- (2) 陸上・水中施工共に、基盤への取付けが容易であることが確認された。

水産公共関連民間技術の確認審査  
評価業評価証授与式



**評 価 証**

第 14-B-005 号

【技術の分類と名称】  
要素技術：植食性魚類の食害防御材

1. 依頼者  
法人の名称 株式会社 不動テトラ  
住 所 東京都中央区日本橋小網町7-2

2. 評価の前提  
本技術の適用には、依頼者が推奨する方法で設計・施工されることを前提とする。

3. 評価の範囲  
評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、施工実績の結果等により確認できる範囲とする。詳細は水産公共関連民間技術の確認審査・評価報告書 第14-B-005号に示す。

4. 評価の結果  
開発の趣旨、開発の目標等に照らし本技術の評価を行ったところ、結果は以下のとおりであった。  
(1) 植食性魚類の食害に対し、藻類の生残に必要な部分が保護されることが確認された。  
(2) 陸上・水中施工共に、基盤への取付けが容易であることが確認された。

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会が定める水産公共関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。  
なお、評価証の有効期限は5年間とする。

平成 27 年 6 月 16 日

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会  
会 長 橋 本 啓

**水産公共関連  
民間技術  
確認審査・評価  
報告書**

技術の分類  
要素技術

審査・評価番号  
第 14-B-005 号

対象技術の名称  
植食性魚類の食害防御材

審査・評価依頼者  
株式会社 不動テトラ

平成27年6月  
一般社団法人 漁港漁場新技術研究会